

等級指定型一般競争入札における複数等級の試行について

入札不調及び不落随意契約の防止及び競争性の確保を図るため、平成 27 年度から複数等級入札の試行を実施している。

今回、土木一式工事に係る複数等級の試行により、C 等級対象工事への B 等級業者の入札参加を可能とする。

1 対象工事

市が等級指定型一般競争入札により発注する土木一式工事、建築一式工事及び管工事のうち、工事担当課を所管する部長が承認した工事を対象とする。

2 今回の変更内容

- ・土木一式工事 設計金額 500 万円未満に係る複数等級入札試行を B + C 等級とする。
- ・建築一式工事 変更なし
- ・管工事 変更なし

3 試行内容

建 設 工 事				
工 種	設計金額（税込）	基本 等級	複数等級入札試行（市内業者対象）	
			変更前	変更後
土 木 一 式 工 事	500 万円未満	C	C	<u>B + C</u>
	500 万円以上 1,000 万円未満	B + C	B + C	同左
	1,000 万円以上 1,200 万円未満	B	B + C	同左
	1,200 万円以上 3,000 万円未満	A + B	A + B + C	同左
	3,000 万円以上 1 億円未満	A	A + B	同左
建 築 一 式 工 事	800 万円未満	B + C	A + B + C	同左
	800 万円以上 1,800 万円未満	B + C	A + B + C	同左
	1,800 万円以上 5,000 万円未満	A + B	A + B + C	同左
	5,000 万円以上 1 億円未満	A	A + B	同左
管 工 事	800 万円未満	C	A + B + C	同左
	800 万円以上 900 万円未満	B + C	A + B + C	同左
	900 万円以上 2,500 万円未満	A + B	A + B + C	同左
	2,500 万円以上 1 億円未満	A	A + B	同左

令和 7 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に入札公告を行う建設工事から適用する。